

条例第 15 号

宇和島市女性相談支援員設置条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市女性相談支援員設置条例

宇和島市婦人相談員設置条例（平成17年条例第102号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条第2項の規定により、女性相談支援員を置く。

（職務）

第2条 女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行うものとする。

（委任）

第3条 女性相談支援員の勤務方法については、市長が定めるところによる。

附 則

この条例は令和6年4月1日から施行する。